

第2章 国・県の情報化政策の動向

2.1 国における情報化政策の動向

国は、デジタル社会の形成に向けた取り組みを加速させるため、令和3年9月デジタル庁の創設を目指すなど、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現に向け、各種デジタル改革関連施策を急ピッチで進めています。

(1) 官民データ活用推進基本法

平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」が施行されました。

この法律は、少子高齢化などさまざまな課題に対応するため、国、地方公共団体、独立行政法人、民間事業者などが管理するデータを活用することが必要で、データを活用した新ビジネスの創出や、データに基づく行政、医療介護、教育などの効率化を目指すものです。

なお、都道府県は、地域の状況に応じた官民データの活用推進に向けた基本的な方針及び施策を定めた官民データ活用推進計画の策定が義務化されましたが、市町村は、計画を策定することが努力義務として求められています。

(2) デジタル手続法

令和元年12月に「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されました。

この法律は、情報通信技術を活用し、行政手続きにおける利用者の利便性を高めるとともに、行政の簡素化・効率化を図ることを目的とした法律であり、次の3点を基本原則としています。

① デジタルファースト

個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結すること

② ワンスオンリー

一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること

③ コネクテッド・ワンストップ

複数の手続き・サービスをワンストップで実現すること

※ これら基本原則を受け、地方公共団体においては、マイナポータル等を活用した行政手続きのオンライン化や電子申請システムの他自治体との共同利用の推進が求められています。

(3) 世界最先端デジタル国家創造宣言

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が官民データ活用推進基本法に基づき策定した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」は、令和2年7月に閣議決定されました。

この計画は、全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた、政府全体のデジタル政策を取りまとめたものです。

世界最先端デジタル国家創造宣言（概要）

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言	
I. 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現	
1.	情報通信技術を活用した新型コロナウイルス感染症対策に係る取組
2.	デジタル強靱化を実現するための基本的な考え方
3.	働き方改革（テレワーク）
4.	学び改革（オンライン教育）
5.	暮らし改革
6.	防災×テクノロジーによる災害対応
7.	社会基盤の整備
8.	規制のリデザイン
II. デジタル技術の社会実装	
III. データ利活用によるインクルーシブな社会の実現	
1.	安全・公正なデジタル市場のルール形成
2.	官民連携による円滑なデータ流通に向けた環境整備
3.	オープンデータの更なる深化
IV. 社会基盤の整備	
1.	5Gを軸とした協業促進によるインフラ再構築
2.	基盤技術等
3.	スタートアップ
4.	人材の育成等
第2部 官民データ活用推進基本計画	
I. 官民データ活用推進基本計画に基づく施策の推進	
1.	官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
2.	推進体制

(4) 自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画

「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全自治体において着実に進めていくため、令和2年12月に「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」が策定されました。

国が令和2年12月に策定した「デジタル・ガバメント実行計画」では、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、デジタル社会の構築に向けた取り組みを国、地方が一体となつて着実に進めていくこととしています。

重点取組事項には、下記の6項目が掲げられています。

①情報システムの標準化・共通化

目標時期を令和7年度とし、自治体の主要な17業務を処理するシステムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行します。

②マイナンバーカードの普及促進

令和4年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実します。

③行政手続きのオンライン化

令和4年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続きについて、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にします。

④AI・RPAの利用促進

情報システムの標準化や共通化、行政手続きのオンライン化を契機に、国が策定するAI・RPA導入のためのガイドブック等を参考に、AI・RPAの導入、活用を推進します。

⑤テレワークの推進

国が提供するテレワークの導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入、活用を推進します。

⑥セキュリティ対策の徹底

適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底します。

2. 2 県における情報化政策の動向

埼玉県は、令和2年度に県及び県内全市町村で構成する埼玉県電子自治体推進会議を埼玉県スマート自治体推進会議へ改組し、県内の地方公共団体における電子自治体構築の総合的かつ円滑な推進を進めています。

(1) 埼玉県行財政改革大綱

埼玉県は、計画体系の見直しにより、令和2年度から「埼玉県ICT推進アクションプラン」を「埼玉県行財政改革大綱」に統合し、3つの方向性の1つ目に「県庁のICT化・働き方改革」として位置付けています。

埼玉県行財政改革大綱（抜粋）

1 県庁のICT化・働き方改革
1-1 県庁のICT化
(1) AI・RPA等の更なる活用
(2) ペーパーレス化の推進
(3) 窓口の電子化の推進
(4) 業務のICT化による効率化の推進
(5) サイバーセキュリティ対策の強化
1-2 働き方改革
(1) テレワークの更なる推進
(2) ワークライフバランスの推進
(3) AI・RPA等の更なる活用（再掲）
2 多様な主体との連携・県民参画の推進
3 経営感覚を持った行財政運営

(2) 埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画

埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画は、埼玉県の行政サービス及び行政事務のデジタル化による社会変革を目指す計画であるとともに、官民データ活用推進基本法第9条1項に規定する、当該都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての計画として位置付け、令和3年に策定を予定しています。